

奈良先端科学技術大学院大学「先端科学技術融合分野におけるイノベティブ博士人材支援プロジェクト」の実施に関する規程

令和3年9月21日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）が国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に基づいて実施する「先端科学技術融合分野におけるイノベティブ博士人材支援プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本プロジェクトは、本学に在籍する博士後期課程の学生のうち、特に優れた者に研究奨励費等を支給等するとともに、当該者が提案する「課題解決型研究プロジェクト（研究スプリント）」の実施その他多様なキャリアパスの形成に向けた活動の支援により、情報・バイオ・物質及びそれらの融合領域において、課題解決型研究による社会変革を先導し得るイノベティブな博士人材を育成することを目的とする。

(本プロジェクトの略称)

第3条 本プロジェクトの略称は、「NAIST Touch Stone」とする。

(支援対象者の要件)

第4条 本プロジェクトの支援対象者（以下「支援対象者」という。）は、博士後期課程に在籍する者のうち標準修業年限を超えない者（休学している者を除く。以下「学生」という。）であって、特定の学問分野にとらわれることなく将来性があり、挑戦的・融合的な優れた研究能力を有し、かつ、将来我が国の科学技術・イノベーションを担う高度博士人材となることを志望する者のうちから、第10条に定める選考手続により選抜し、学長が支援対象者に決定した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者となることができない。

- (1) 奈良先端科学技術大学院大学科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップの支給等に関する規程（令和3年規程第2号）に基づくイノベーション創出フェローシップの支給対象である学生
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生
- (3) 所属している企業等から年間240万円以上の生活費相当額を受給している学生
- (4) 国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生

(5) 本国から奨学金等の支援を受ける留学生

(支援人数)

第5条 本プロジェクトにおいては、1学年当たり5人を基本とする選考計画を別途定め、これに基づく人数の支援対象者を支援する。

(実施体制)

第6条 本プロジェクトの総責任者として、NAIST Touch Stone事業統括（以下「事業統括」という。）を置き、学長が指名する。

- 2 事業統括は、本プロジェクトを実施するため、NAIST Touch Stone運営チーム（以下「運営チーム」という。）を編成する。
- 3 前項のほか、運営チームの構成員については、事業統括が別に定める。

(支援内容)

第7条 本プロジェクトにより支援する研究奨励費等は、研究奨励費（生活費相当額）及び研究費とする。

- 2 支援対象者1人当たりの研究奨励費（生活費相当額）は、月額16万5,000円とする。
- 3 支援対象者1人当たりの研究費は、年額40万円とする。
- 4 研究費は、支援対象者が、公募の申請時に提案した「課題解決型研究プロジェクト（研究スプリント）」の内容及び第15条に定める成果報告の評価に基づき、1人当たり40万円を上限として追加配分を行うことができる。

(支援対象者の募集)

第8条 支援対象者の募集は、公募により行う。

- 2 事業統括は、前項の公募を行う場合は、支援対象者の候補を選考するための基準を定め、公表するものとする。
- 3 第1項の公募は、学長が毎年3月及び9月に行う。
- 4 本プロジェクトの支援を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、前項に定める公募に申請するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第10条第3項の支援対象者が、第16条の規定により本プロジェクトの支援を取り消され、又は中止された場合であって、当該支援の取消し又は中止となった者の入学した日の属する年度と同じ年度に入学した学生（この項において「同一年度対象者」という。）の中から選考された支援対象者の人数が第5条に定める支援人数に達していないときは、学長は、同一年度対象者を対象として、本プロジェクトの再公募をすることができる。
- 6 申請者は、前2項の公募に申請をする場合は、別に定める申請書類を学長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第9条 学長は、前条第6項の申請があった場合は、事業統括に支給対象候補者の選考を行わせるものとする。

- 2 前項の選考を行うため、事業統括を委員長とする選考委員会を置く。
- 3 前項の選考委員会は、委員長のほか、次に掲げる委員（以下「選考委員」という。）で構成する。
 - (1) 先端科学技術研究科情報科学領域に所属する教員 若干名
 - (2) 先端科学技術研究科バイオサイエンス領域に所属する教員 若干名
 - (3) 先端科学技術研究科物質創成科学領域に所属する教員 若干名
 - (4) 教育推進機構イノベーション教育部門に所属する教員 若干名
 - (5) 事業統括が指名する学外の有識者 若干名
 - (6) その他事業統括が必要と認める者 若干名
- 4 前項各号の選考委員は、事業統括が年度ごとに指名し、再任を妨げない。ただし、第1号から第3号の委員は、引き続き3年を超えてその任にあたることはできない。

(支給対象者の選考手続等)

第10条 事業統括は、選考委員会において支給対象候補者の選考を行う。

- 2 事業統括は、選考委員会の選考結果を踏まえて、申請者のうちから支援対象候補者を決定し、学長に推薦する。
- 3 学長は、前項の推薦に基づき、支援対象者を決定し、選考結果を申請者に通知する。
- 4 学長は、前項の決定をしたときは、選考結果を公表する。

(支援の期間)

第11条 本プロジェクトに定める研究奨励費等の支援期間は、支援対象者の標準修業年限内とし、かつ、支援開始から3年を最大とする。ただし、支援対象者が休学する期間は、支援を行わない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産、育児、傷病等やむを得ない事由により支援対象者が研究を継続することが困難になった場合における支援期間の中断及び延長については、事業統括が別途定める。

(支援等の方法)

第12条 第7条第2項に定める研究奨励費（生活費相当額）は、2月ごとに支給する。

- 2 第7条第3項及び第4項に定める研究費は、支援対象者の研究活動に要する費用に充当するものとし、本学が経理する。

(支援対象者の義務)

第13条 支援対象者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 研究倫理に関して事業統括が指定する、研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するための内容を含む教材受講及び修了をすること。
- (2) 自身が提案する「課題解決型研究プロジェクト（研究スプリント）」に基づき研究活動を行うこと。
- (3) 異分野交流を強く志向する「キャリア形成ワークショップ」をほかの支援対象者等と協力して企画・運営すること。
- (4) 事業統括が提供する、海外大学への派遣及びインターンシップの機会を含めたキャリア開発・育成コンテンツへの参加に努めること。
- (5) 本プロジェクトによる育成効果の評価のため、本学が実施する修了後のキャリアについての追跡調査に応じること。

(不正行為防止に係る支援対象者の義務)

第14条 支援対象者は、奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範（平成20年2月1日）を遵守し、かつ、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究費の不正防止に関する規程（平成27年規程第4号。第16条において「研究費不正防止規程」という。）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程（平成27年規程第8号。第16条において「不正行為防止規程」という。）等に基づき本学が講じる不正行為防止のための措置に従わなければならない。

(義務の履行の確認)

第15条 学長は、前条に定める支援対象者の活動の実施状況を確認するため、事業統括に対して次の各号についての報告をさせることができる。

- (1) 支援対象者が事業統括に対して提出する報告書の内容
- (2) 支援対象者による「課題解決型研究プロジェクト（研究スプリント）」、「キャリア形成ワークショップ」等での活動状況
- (3) 支援対象者が実施する研究の進捗に関する指導教員からの意見
- (4) 支援対象者の活動に係る運営チームの構成員からの意見
- (5) 支援対象者及び支援対象者であった修了生によるキャリアの構築状況について、事業統括が実施する定期的な調査
- (6) その他学長が必要と認める事項

(支援の取消し等)

第16条 学長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本プロジェクトの支援を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 第4条に規定する支援対象者でなくなった場合
- (2) 支援を辞退した場合
- (3) 第13条各号に定める事項の不履行を学長が認めた場合

- (4) 奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第70条第2項による懲戒又は奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程（平成21年規程第5号）第25条による教育的措置を受け、学長が認めた場合
 - (5) 研究活動上の不正行為（不正行為防止規程第2条第3項に定めるものをいう。）が認められた場合
 - (6) 研究費の不正（研究費不正防止規程第2条第5項に定めるものをいう。）が認められた場合
 - (7) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）若しくは同法に基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規程（平成25年規程第3号）に対する違反が認められた場合
- 2 学長が、前項の支援の取消し又は中止を行った場合であって、第8条第5項による再公募に基づき新たな支援対象者を決定したときは、当該者の本プロジェクトの支援期間は、第11条の規定にかかわらず、同条に定める期間から前項に該当した支援対象者を支援した期間を除いた残余の期間とする。
 - 3 前項の新たな支援対象者の本プロジェクトの支援額は、第7条の規定にかかわらず、同条に定める支援額から、第1項に該当した支援対象者に支給した研究奨励費（生活費相当額）及び当該支援対象者が使用した研究費の金額を除いた残余の金額とする。

（事務）

第17条 本プロジェクトに関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、本プロジェクトの実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年9月21日から施行する。

（準備行為）

- 2 第6条の規定による実施体制の整備に関して必要な行為は、この規程の施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該行為は、施行日において同条の規定によりした行為とみなす。
- 3 第8条の規定による支援対象者の募集については、この規程の施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該募集は、施行日において同条の規定によりした募集とみなす。
- 4 第9条の規定による選考委員会の委員の指名については、この規程の施行

日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該指名は施行日において同条の規定によりした指名とみなす。

- 5 第10条の規定による支援対象者の選考については、この規程の施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、当該選考は施行日において同条の規定によりした選考とみなす。